

# 市税等は期限内に納めましょう！

市税は、納税者の皆さんが定められた期限内に自主的に納めるものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来の姿です。潮来市の令和5年度10月以降の市税納期は次のとおりです（各納期の月末が納期限となります）。

※納期の月末日が土日祝日の場合は、その翌日または翌々日が納期限日となります。

※12月納期分は12月25日が納期限となりますのでご注意ください。

| 区 分     | 令和5年                  |                       |                       | 令和6年                 |                      |                     |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
|         | 10月                   | 11月                   | 12月                   | 1月                   | 2月                   | 3月                  |
| 固定資産税   |                       | <b>4期</b><br>11/30(木) |                       |                      |                      |                     |
| 市県民税    | <b>3期</b><br>10/31(火) |                       | <b>4期</b><br>12/25(月) |                      |                      |                     |
| 国民健康保険税 | <b>4期</b><br>10/31(火) | <b>5期</b><br>11/30(木) | <b>6期</b><br>12/25(月) | <b>7期</b><br>1/31(水) | <b>8期</b><br>2/29(木) | <b>9期</b><br>4/1(月) |

## ■納税には便利で確実な口座振替をご利用ください(希望する税目を指定可能)

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に税金が引き落とされるので、市役所や銀行等に出向く手間や、納付を失念するということがなく、大変便利です。

### 【口座振替を取り扱う金融機関(本店・支店は問わず)】

常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・茨城県信用組合・  
なめがたしおさい農協・ゆうちょ銀行

※納期限前日までに口座残高をご確認願います。残高不足等で引き落としができなかった際は、再振替はいたしません。

## ※市税等が納期限までに完納されない場合、法律により滞納処分を行うことがあります

滞納処分とは、市税等が納期限までに完納されない場合に行う行政処分です。滞納者の財産を差押え、預金の取り立てや不動産の公売等により差押財産を換価し、税の未納金額、督促手数料、延滞金等に充当することをいいます。

### 【滞納処分に関するQ&A】

**Q1** 納税者本人の同意を得ず金融機関等へ財産調査を行うことは、個人情報保護法に違反しないのですか？

**A1** 税金を滞納した場合、国税徴収法に基づきすべての財産に対する調査が可能となります。法令に基づく調査のため、勤務先や金融機関などの関係機関は、自治体の調査に協力しなければなりません。以上のことから、財産調査は個人情報保護法に抵触しない、正当な調査となります。

**Q2** 納税者本人の同意のない財産の差押えは、違法ではないのですか？

**A2** 法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」(地方税法第331条など)と規定しています。以上のことから、差押処分は事前連絡や納税者の同意は必要とされず、正当な行政処分となります。

【お問合せ】 税務課 収税グループ ☎63-1111 内線137～139